審査基準整理票

処分名	旧竹林院の利用料金の還付			
根拠法令名	大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例 (平成5年条例第2号)		(条項)第7条	
基準法令名				
所管部署	産業観光部の観光振興課の	現光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	一 目	
	・文書の名称【・掲載図書等【			1
•	· 内容 ■全部記載	□一部・項目のみ	に記載	

旧竹林院の利用料金の還付は、大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例第7条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときとして、次の各号のいずれかに掲げる場合を基準とし、その場合における還付の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市の都合により、旧竹林院に入園し、又は茶室を使用することができなくなった場合 全額
- (2) 天災地変その他茶室の使用者の責めによらない事由により、茶室を使用することができなくなった場合 全額
- (3) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額

【根拠法令】
大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例 (利用料金の不還付)
第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理
由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
【基準法例】

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の 縦覧をもって代えることができる。